

石油の重要性を再認識、 命をつなぐライフライン！

神奈川県石油政治連盟

会長 渡辺 治夫



当油政連会員の皆様には日頃から組織活動に格別のご支援・ご協力を賜りましたこと心より厚く御礼申し上げます。

3月11日に発生したマグニチュード9.0の東日本大震災、死者・行方不明者は1万9千人強、建物の全・半壊は約31万件に上るという未曾有の大災害となりました。さらに福島住民は、原発事故により現在も避難生活を余儀なくされています。

SSにおいても沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けました。岩手県内では津波で全壊した組合員SSは68ヵ所、宮城県でも68ヵ所、福島県では全壊したSSは11ヵ所でしたが、原発事故による避難措置で37SSが営業停止となりました。

このような状況の中、各県の石油組合には地震発生直後から県庁、県警、消防などから緊急・官公庁車両・発電機などへの燃料確保についての要請が相次ぎ、電気や都市ガスなどのライフラインが寸断された中で、昼夜を通して組合員SSに対するガソリン、灯油、重油などの配送手配に追われました。そんな中、競争入札で官公庁に納入することになっ

ていた業者が納入できずに、石油組合が組合員に手配して対応せざるを得ないケースも各地で起きました。混乱の中で自らも被災したSSスタッフが手回しポンプで手に血豆を作りながら被災者に給油をし、大切なライフラインを守るという状況が各地でみられました。

現在、全石連ではこの大震災の教訓を踏まえ、災害時には深刻な供給不安が発生することから、平時より、かかる事態を想定した対策を講じておく必要があることを前提に「緊急時石油流通円滑化法」（仮称）の導入を要望しています。これは、平時から元売・商社・販売業者等の情報をエネ庁に集中し、緊急時の際は当該情報をもとに、石油製品を迅速かつ最適配分する仕組みを構築すべきという石油版スマートグリッドを目指しています。その際、地域での情報収集拠点として「石油組合」を位置付け、組合の存在価値を高めていきます。

県油政連としても、より一層、全石連・全国油政連との連携を強化しながら、積極的に正常な市場確保のあり方、石油販売業界の社会的地位の向上を目指してまいりますので、各位のご理解とご協力を重ねてお願い致します。

平成24年度概算要求決まる 緊急時石油流通網の維持強化など160億円 地下タンク漏えい防止支援は第3次補正で

2012年度概算要求のポイント（石油流通関係分）

単位：億円

	12年度要求	11年度予算
緊急時に備えた石油製品流通網の維持・強化	56.1	2.0
・安定供給確保に向けた拠点SS整備	56.1	2.0
・供給不安解消に向けた実証事業		
環境規制への対応	47.1	69.1
・地域エネルギー供給拠点整備事業 (タンク撤去、供給不安地域でのタンク入換など)	41.6	41.6
・環境対応型石油製品販売業支援事業 (土壌汚染検知検査補助事業など)	5.5	5.5
将来に向けた経営基盤の強化	6.3	28.5
・給油所次世代化対応支援事業 (次世代石油製品販売業等実証事業、次世代石油製品販売業人材育成事業)	6.3	10.0
公正・透明な競争環境の整備	2.8	2.8
・石油製品価格モニタリング事業 (小売・卸価格調査など)	2.8	2.8
石油製品の品質確保	17.0	17.0
・石油製品品質確保事業 (石油製品の試買分析など)	17.0	17.0
離島ガソリン流通コスト支援	31.0	31.0
・離島ガソリン流通コスト支援事業	31.0	31.0

経済産業省は9月29日、2012年度予算概算要求を発表しました。石油流通支援予算は今年度当初予算比10億円増の160.4億円を要求。地震などの大規模災害発生時に石油製品の安定供給を確保する「石油製品流通網維持強化事業」を大幅に拡充し、SSを中心とした石油サプライチェーンの維持・強化を図る計画です。地下タンクの消防法改正省令対応の支援補助については、震災からの復旧やSSの災害対応を急ぐ観点から今年度第3次補正予算に盛り込まれました。(87.4億円)

2011年度 第3次補正予算

- | |
|------------------------|
| ① 被災地域石油製品販売業再建等支援事業 |
| ② 被災地域災害対応型中核給油所等整備事業 |
| ③ 被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業 |

具体的には、緊急時に備えた石油製品流通網の維持・強化に向けて、今年度の2億円から56.1億円に大幅に拡充。地方自治体や元売、地元石油販売業者らで地域での中核的な拠点SSを選定。大型発電整備の設置や

地下タンクの大型化、ミニローリーの追加配備などを支援し、災害対応能力を強化する計画です。また、中核SSをバックアップしていくため、周辺SSに対する小型発電機の設置支援や、石油組合などへの発電機・手回しポンプとの配備なども支援する予定です。

地下タンク漏えい防止支援制度の拡充を！ 全国の県連・組合が要望運動を展開

油政連と全石連、各都道府県の油政連県連・石油組合は5月以降、全国各地で消防法規制強化に伴う地下タンク漏えい防止対策補助制度の拡充にむけた運動を展開しました。その結果、前ページのとおり本年度の第3次補正予算で補助が拡充されることとなりました。7月には関正夫会長ら全石連の正副会長・支部長が、当時の海江田万里経済産業大臣ら政務3役と面談し、石油製品安定供給の最前線の役割を担っているSSを中心とした石油流通網の維持に向け、2012年度予算の拡充を要請しました。



今年2月1日に施行された消防法改正省令によって、2013年1月31日までの猶予期間内に地下タンクの漏洩防止対策を実施することが義務付けられ、今年度は激変緩和措置として補助制度が創設されました。しかし、予算額(22億円)の2倍以上の申請があり、申請者の半数が補助制度を活用できなかったことから、全国各地で今年度比3倍強にのぼる来年度予算の増額を強く求めました。

海江田大臣は消防規制対応の予算について「予算の額が少なく、かなり希望者が多かった。来年度予算で積みたい」、「SSは社会のインフラ。これがないと本当に困る」と支援予算の拡充を明言しました。

経済産業省・税制改正ヒアリング

徴税負担強いる税制の見直しを！



右から、関会長、河本博隆副会長・専務理事、入谷孝裕政策・環境部会委員(静岡理事長)

経済産業省は7月29日、全石連の関正夫会長から来年度税制改正要望についてヒアリングしました。この中で、取り沙汰されている復興財源としての石油諸税の増税や、地球温暖化対策税の負担増など、中小零細企業であるSS業界にさらなる徴税負担を強いる税制の抜本的な見直しを訴えました。

ヒアリングでは関会長が販売業界を代表して、「全国のSS数は4万弱であり、石油諸税は4兆4千億円で1SS平均1億1万円もの徴税を行っている。復興財源としての石油諸税の増税や地球温暖化対策税のさらなる負担増など、これ以上、負担が大きくなることについては反対せざるを得ない」と訴えました。

また、一般財源化された旧暫定税率の廃止やガソリン税に係る消費税のタックス・オン・タックスの速やかな廃止、さらには軽油引取税の免税制度の延長や、沖縄の復帰特別措置に基づくガソリン税の免税制度の延長なども求めました。

「エネルギー政策の見直し」に向けて石油販売業界としての提言

「緊急時石油流通円滑化法(仮)」の創設を要望 エネ庁への情報集中・適格組合の活用を

経済産業省の総合資源エネルギー調査会で行われるわが国のエネルギー政策の見直しに際し、全石連・油政連は「緊急時石油流通円滑化法」(仮称)の導入を提言することに決まりました。大震災での経験を踏まえ、国内での災害・緊急時における石油製品の円滑供給のためには、平時より石油流通関連の情報を資源エネルギー庁に集中し、最適配分する仕組みなどについて法的枠組みが必要と訴えるものです。情報収集拠点としての石油組合の役割や、地域単位での自治体と地場SSとの連携強化なども盛り込むよう訴えていく方針です。油政連の新たな課題でもあります。

「緊急時石油流通円滑化法」(仮称)の導入

- 石油製品の「緊急時必需品」としての特性を勘案し、電力同様、国として、緊急時における安定供給責任を担うべきとの認識のもと、下記項目を考慮した、「緊急時石油流通円滑化法」(仮称)を導入すべき。
- ①東日本大震災の教訓をふまえ、災害時等には深刻な供給不安が発生することから、平時より、かかる事態を想定した対策を講じておく必要があることを前提にすべき。
- ②これまでの行き過ぎた規制緩和政策を是正し、平時から、緊急時に備え、精製元売・商社・販売業者等の情報(油槽所を含む)をエネ庁に集中し、緊急時の際は、当該情報をもとに、石油製品を迅速かつ最適配分する仕組みを構築すべき(石油版スマートグリッド)。その際、地域での情報収集拠点として「石油組合」を位置付けるべき。【「緊急時石油供給ネットワーク」の構築】
- ③「緊急時重点供給スタンド」の指定制度、地方自治体と連携した製品備蓄の導入、学校や駅など公共施設への自家発電設備の配置と年2回程度のメンテナンス稼働を義務付ける等、地域単位で、平時から災害時を想定した「緊急時燃料確保対策」を講じるべき。
- 石油組合の上記の役割を踏まえて、地方自治体との災害時供給協定の内容の見直しや新たな締結を促進。その際には、「官公需適格組合制度」の実効性を担保する仕組み(ある一定割合以上の官公需を随意契約とすること)を協定に盛り込むこと。

被災地SSの地下タンク漏えい防止措置 猶予期限の3年延長が実現

総務省消防庁は9月15日付で、東日本大震災の被災地域を対象に、SSなどの経年地下タンクに義務付けているFRPライニング施工など漏洩防止対策の猶予期間を2年間(2013年1月31日まで)から、さらに3年間(16年1月31日まで)延長する省令改正を施行しました。

全石連・油政連では消防庁に対して、大震災発生でSSも甚大な被害を被り、中小販売業者が大勢を占める石油販売業界で、13年1月31日までの2年間の猶予期間で漏洩防止対策を実施することは困難として、定期点検などを現状のままとして、16年1月31日までさらに3年間延長するよう強く求めてきました。

今回の改正では青森、岩手、宮城、福島、栃木、茨城、千葉の7県で災害救助法(東京都を除く)が適用された市町村のSSが施設の損壊を証明する書類を市町村に提出、地下タンクの安全を確保することを条件に、3年間延長(16年1月31日まで)されることになりました。

安全確保策として、設置年数が概ね50年以上の腐食の恐れが高い地下タンクは、高精度油面計の設置が要件となっているほか、タンク内の危険物の量を継続的に記録し、危険物の流出の有無を確認する統計的手法を用いた漏洩対策もその要件に認められる予定。また、概ね40年以上の腐食の恐れが高い地下タンクは、定期点検及び漏れの点検を6ヵ月に1回以上行うことなどが要件となります。

民主党神奈川県連と初会合！ 官公需適格組合推進へ理解と協力を求める！

当油政連は12月5日、民主党神奈川県総支部連合会と初の意見交換会を開催しました。石油販売業界への理解醸成を図るため、公正な取引環境構築への阻害要因となる「業転玉」や「ブランド料」の問題、エネルギー問題見直しに係る業界としての提言「石油版スマートグリッド」などについて説明したほか、タックス・オン・タックスへの反対、官公需適格組合推進への理解と協力を求めました。



当日は森理事長と渡辺油政連会長をはじめ副理事長・副会長が出席。石油販売業界の現状と課題については、市場混乱の要因となる「業転玉」が放出される業界構造について、精製能力が過剰にあることを指摘。また、元売の収益が改善する一方、小売側では価格競争による収益悪化の影響でSSの減少が加速化、県内でもSS過疎地が3ヵ所あることなどを説明しました。

一方、官公需適格組合制度については、震災発生時、入札で契約した業者が撤退し、緊急車両や病院、市の施設などへの燃料供給を地場のSSが対応したことを説明するとともに、「震災時、市役所の要請を受け最大限協力させてもらったが、今はまた競争入札に戻り、結局は県外の大手が契約している」と行政側の現対応に疑問を呈しました。

出席議員を代表して吉田大成県連幹事長は「情報の共有、交換をしながら国政、県政、市政それぞれの立場の中で、政策への反映につなげていきたい」と述べました。

業界に理解 32議員が結集

民主党 石油流通問題懇談会が発足

石油販売業界の実情を理解する民主党議員をメンバーとする「石油流通問題懇談会」の設立総会が11月30日に開催されました。エネルギー政策や中小企業政策に精通した32議員が参集、会長には元経産大臣の大島章宏議員、会長代行には元経産副大臣の増子輝彦議員らを役員選任し、石油製品の安定供給を担うSSの社会的使命を達成するため、業界の抱える諸問題の解決に果敢に挑むことを確認しました。

【民主・懇談会メンバー】

- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------|
| 1 顧問 渡部恒三（福島4区） | 13 事務局長 田嶋 要（千葉1区） | 25 大塚耕平（愛知） |
| 2 顧問 直嶋正行（全国比例参） | 14 事務局長代理 山本剛正（比例九州） | 26 尾立源幸（大阪） |
| 3 顧問 海江田万里（東京1区） | 15 菊田真紀子（新潟4区） | 27 金子洋一（神奈川） |
| 4 参与 藤田幸久（茨城） | 16 岸本周平（和歌山1区） | 28 小見山幸治（岐阜） |
| 5 参与 北神圭朗（京都4区） | 17 近藤洋介（山形2区） | 29 櫻井 充（宮城） |
| 6 会長 大島章宏（茨城5区） | 18 篠原 孝（長野1区） | 30 高橋千秋（三重） |
| 7 会長代理 増子輝彦（福島） | 19 柴橋正直（岐阜1区） | 31 藤末健三（全国比例） |
| 8 副会長 中山義活（東京2区） | 20 高松和夫（比例東北） | 32 舟山康江（山形） |
| 9 副会長 城島光力（神奈川10区） | 21 福島伸亨（茨城1区） | |
| 10 副会長 三井辨雄（北海道2区） | 22 古本伸一郎（愛知11区） | |
| 11 幹事長 吉田おさむ（大阪4区） | 23 大久保勉（福岡） | |
| 12 幹事長代理 樋高 剛（神奈川18区） | 24 大島九州男（全国比例） | |

神奈川県石油政治連盟 常任委員

(敬称略)

役職名	氏名	組合役職	役職名	氏名	組合役職
名誉会長	森 洋	理事長	常任委員	鶴岡 勉	共同事業担当副理事長
会長	渡辺 治夫	理事長代行副理事長	常任委員	木所 章	広報担当副理事長
副会長	穴澤 順之	総務担当副理事長	常任委員	利根川 修	政策環境担当副理事長
監事	川田 善久	監事	常任委員	戸原 秀之	経営担当副理事長
監事	大塚 利之	監事	常任委員	中田 薫	渉外担当副理事長
			会計責任者	植栗 正光	理事・事務局長

神奈川県石油政治連盟 地区部会長

(敬称略)

地区	地区の範囲	氏名	会社名	組合支部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	戸原 秀之	㈱みなと石油商会	横浜中
2	横浜市西区・港南区・南区	利根川 修	東邦礦産(株)	港西
3	横浜市鶴見区・神奈川区	斎藤 康治	喜久興産(株)	鶴見
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	松谷 直	(株)マツヤ	神奈川南部
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大貫 芳夫	(有)大貫商事	戸塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	露木 俊光	(株)露木商会	旭瀬谷
7	横浜市港北区・都筑区	吉山 昌秀	山和石油(株)	港北
8	横浜市青葉区・緑区	長野 一之	(株)長野商事	緑
9	川崎市多摩区・麻生区	木所 章	(株)木所	川崎北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴澤 順之	巴商事(株)	川崎中央
11	横須賀市・三浦市	岸本 道昌	(株)湘南瓦斯	神奈川南部
12	藤沢市・高座郡	富田 良一	(株)遠藤石油	藤沢
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	遠藤 正道	(有)丸谷商事	高座
14	相模原市(南区の一部と緑区を除く)	佐々木 数也	麴屋商事(株)	北相
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	岩崎 覚司	(有)岩崎石油	湘南
16	厚木市・伊勢原市・愛甲郡・相模原市(南区の一部と緑区)	原 寿美	(株)原商会	厚木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	井上 和足	井上商事(株)	足柄
18	川崎市高津区・宮前区	木所 章	(株)木所	川崎北

..... (きりとりせん)

油政連

新会員募集

年会費 (一口当たり)

個人会員 8,000円

法人会員 9,600円

〈法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります〉

◇加入申込みは、下記に記入・捺印のうえ郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。

加入申込書

神奈川県石油政治連盟

会長 渡辺 治夫 殿

平成 年 月 日

I 個人会員として申し込みます		II 法人会員として申し込みます	
ふりがな		ふりがな	
氏名	(〒)	会社名・代表者	(〒)
現住所		現住所	
電話		電話	
会社名	(役職)	加入する営業所	
		担当者名	(役職)

◆申込書の送付・お問い合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3 電話 045-641-1351

通知書を現住所以外に送付する場合の送り先	〒	[電話]
----------------------	---	-------

扶養家族が、学校卒業、就職、結婚、親から独立、亡くなったら5日以内に届出を
健康保険の負担軽減のため、被扶養者削除の届出は速やかにお願いいたします。

算定基礎届・被扶養者確認調書業務に対して多大なご協力ありがとうございました。

平成20年度から「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」「前期高齢者医療制度」「退職者給付制度」が改められました。その結果、これらの制度加入の高齢者の給付を支える「支援金」「納付金」「拠出金」の算定に当たっての計算の対象者にゼロ歳から74歳までの被扶養者もカウントされ、被保険者と同様の負担が課せられることになりました。しかし、健保組合の財政負担に加重なため、平成22年度途中より、一部その健康保険組合の総報酬によって算定することになりましたが、健保組合の財政に大きな影響があることには変わりはありません。

以上のことから、被扶養者に該当しなくなった方につきましては、直ちに健保組合に被扶養者異動届（削除届）を提出していただくことが大切です。

表1 保険給付費及び支援均等の内訳（平成22年度決算）

	被 保 険 者		被 扶 養 者		合 計	
	総 額	被保険者 一人当り費用	総 額	被扶養者 一人当り費用	総 額	被保険者 一人当り費用
年間平均人員	3,785人		3,440人		7,225人	
平均標準報酬	338,097円				338,097円	
保 険 料	1,484,947千円	392,324円			1,484,947千円	392,324円
療 養 費	321,496千円	84,940円	303,576千円	88,249円	625,072千円	165,145円
薬 剤 費	69,982千円	18,489円	81,060千円	23,564円	151,042千円	39,905円
現金給付等	25,826千円	6,823円	32,200千円	9,360円	58,026千円	15,331円
高額療養費等	8,176千円	2,160円	7,430千円	2,160円	15,606千円	4,123円
健康診査等	48,461千円	12,803円	本人に含む		48,461千円	12,803円
支 援 金 等	311,701千円	82,352円	283,289千円	82,351円	594,990千円	157,197円
合 計	785,642千円	207,567円	707,555千円	205,684円	1,493,197千円	394,504円

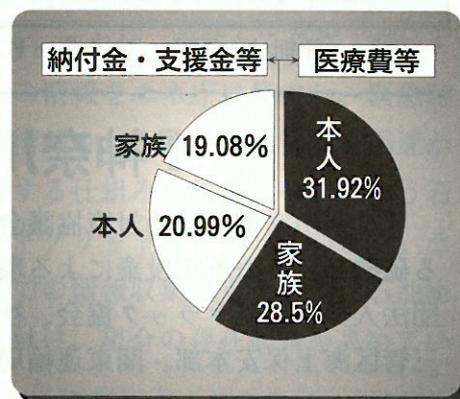
【注】高額療養費及び支援金等は被保険者・被扶養者の加入者数で按分したものです。

表2 平成22年度支援金等内訳

	被保険者	被扶養者	合 計
平成22年度保険料決算額	1,484,947千円	—	1,484,947千円
前期高齢者支援金	116,352千円	105,746千円	222,098千円
後期高齢者支援金	161,004千円	146,329千円	307,333千円
退職者給付拠出金	27,600千円	25,084千円	52,684千円
療養病床転換支援金	0千円	0千円	0千円
老人保健拠出金	6,745千円	6,130千円	12,875千円
合 計	311,701千円	283,289千円	594,990千円
保険料に占める割合	20.99%	19.08%	40.07%

【注】合計欄は単位千円のため端数処理の関係で合致しないところがあります。

平成22年度保険料決算額に占める療養費・支援金等の本人・家族別の割合



被保険者・被扶養者の皆様へ

かかりつけ医師を決めましょう。はしご受診などは避け正しい受診をお願いいたします。ジェネリック医薬品の利用など医療費削減にご協力をお願いいたします。

インフルエンザのワクチン予防接種の助成事業を実施しています。早めに予防接種を受けましょう。

当健康保険組合は、保険料率で『協会けんぽ』より有利になっております。事業主の皆様、この機会に当健康保険組合への編入をご検討ください。お問い合わせをお待ちしております。

今後も、事業主・被保険者・被扶養者の皆様のご協力を得て、健康保険組合の健全な事業運営に努めます。よろしくお願いいたします。

石油基金への新規加入を促進しています！

基金の財政状況は約4億円の剰余金を保有しており健全な状況にあります！！

I. 基金財政の現状

神奈川県石油業厚生年金基金は、平成21年6月に設立40周年を迎え、県内の石油販売業界に従事する役職員の老後保障に大きく貢献してまいりました。

この10年間は、バブル崩壊やリーマンショック等運用市場にとって激動の時代が続いておりますが、当基金は、株式運用の比率を縮小し、株式以外の運用資産や運用手法の活用によるきめ細かい分散投資に努めております。

その結果、他の多くの年金基金が株式市場の下落の影響を受け、不足金を抱え苦しんでいる中で、当基金の23年3月末の財政決算結果は、381百万円の繰越剰余金を確保することができました。全国の年金基金の中でもトップクラスの財政状況にありますので、是非、基金に未加入の事業所の加入促進に引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

II. 基金のビジョン

①特別掛金免除の特例（当基金のみの特典）

（新規に加入される事業所は、20/1000の特別掛金が全額免除されます。）

②既に参加されている事業所の特別掛金は平成26年3月末で償却完了予定。

③加入員の給付改善（給付引上げ）

（次回再計算である平成25年3月末基準で、財政状況を検証した後、検討予定。）

厚生年金基金加入のメリット

1. 事業主が掛金をより多く負担することで、加入員は国の年金よりも多い年金を終身受けることができます。（事業主は退職金制度として活用でき、退職金の保全義務が免除されます）
2. 国の老齢厚生年金は、原則として25年以上の加入期間が必要ですが、厚生年金基金の年金は加入員期間が1ヵ月以上あればその期間に見合う年金が支給されます。
3. 加算年金は、希望により選択一時金として受けられます。

詳細は TEL 045-681-0825 へ 神奈川県石油業厚生年金基金

『神奈川県不正軽油一掃宣言』

「神奈川県不正軽油対策協議会」は、①軽油引取税の脱税防止、②不正軽油密造時に作られる硫酸ピッチの不正投棄による環境破壊防止などを目的として平成16年に設置され、現在、社団法人神奈川県トラック協会、社団法人神奈川県バス協会、社団法人神奈川県建設業協会、第三管区海上保安本部、関東運輸局神奈川運輸支局、神奈川県警察、神奈川県、神奈川県石油業協同組合が構成員となり活動しております。

本年の活動としては石油組合組合員の給油所あてに不正軽油撲滅チラシ・クリアファイル・ポスター・ポケットティッシュを配布するとともに、県税務課担当者による路上での軽油抜き取り調査時に不正軽油撲滅クリアファイルの配布が行われました。

不正軽油ホットライン
045-210-2380